

契約書

新日本窒素肥料株式会社(以下「甲」という。)と後田栄蔵、中津美芳、竹下武吉、中岡さつき、尾上光義、前田剛義(以下「乙」という。但し本契約において乙は別紙添付の水俣病患者祭生名簿記載の患者のうち現に生存する者については本人を既に死亡している者についてはその相続人及び死亡者の父母、配偶者、子をすべて代理するものとする)とは両当事者間に生じた水俣病患者に対する補償問題について、不知火海漁業紛争調停委員会が昭和三十四年十二月二十九日提示した調停案を双方同日受諾して円満妥結したためここに甲と乙とは次のとおり契約を締結する。

第一条 甲は水俣病患者(すでに死亡した者を含む。以下「患者」という)に対する慰舞金として次の要領により算出した金額を交付するものとする。

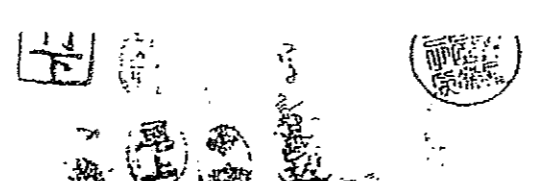
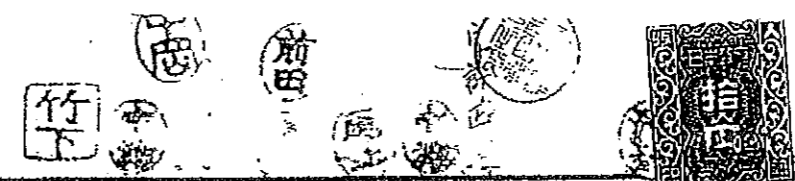
一、すでに死亡した者の場合

(一) 祭病の時に成年に達していた者
祭病の時から死亡の時までの年数を拾萬円に乗じて得た金額に弔慰金參拾萬円及び葬祭料貳萬円を加算した金額を一時金として支払う。

(二) 祭病の時に未成年であつた者

祭病の時から死亡の時までの年数を參萬円に乗じて得た金額に弔慰金參拾萬円及び葬祭料貳萬円を加算した金額を一時金として支払う。

二、生存している者の場合



一、発病の時に成年に達していた者

(イ) 発病の時から昭和三十四年十二月三十一日までの年数を拾萬円に乘じて得た金額を一時金として支払う。

(ロ) 昭和三十五年以降は毎年拾萬円の年金を支払う。

(ニ) 発病の時に未成年であつた者

(イ) 発病時から昭和三十四年十二月三十一日までの間、未成年であつた期間についてはその年数を五萬円に乘じて得た金額を一時金として支払う。

(ロ) 昭和三十五年以降は成年に達するまでの期間は毎年五萬円を成年に達した後の期間についてはその年数を五萬円に乘じて得た金額を一時金として支払う。

三、年金の交付を受ける者が死亡した場合

すでに死亡した者の場合に準じて弔慰金及葬祭料を一時金として支払い、死亡の月を以つて年金の交付を打ち切るものとする。

四、年金の一時払いについて

(一) 水俣病患者診査協議会(以下協議会)というものが症状が安定し、又は軽微であると認定した患者(患者が未成年である場合はその親権者)が年金にかえて一時金の交付を希望する場合は、甲は希望の月をもつて年金の交付を打ち切り、一時金として貳拾万円を支払うものとする。

但し一時金の交付希望申し入れの期間は本契約締結後半年以内とする。

(二) 一時的に一時金の支払いを受けた者は、爾後の見舞金に関する



一切の請求権を放棄したものとす。

第二条 甲の乙に対する前条の見舞金の支払は所要の金額を日本赤十字社熊本縣支部水俣市地区長に寄託しその配分方を依頼するものとする。

第三条 本契約締結日以降において発生した患者(協議会が認定した者)に対する見舞金については甲はこの契約の内容に準じて別途交付するものとする。

第四条 甲は将来水俣病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においてはその月をもって見舞金の交付は打ち切るものとする。

第五条 乙は将来水俣病が甲の工場排水に起因することになった場合においても新たな補償金の要求は一切行わ

ないものとする。

本契約を証するため本書貳通を作成し甲乙各壹通を保有する。

昭和三十一年十二月三十日

甲 新日本窒素肥料株式会社

取締役社長 吉岡喜一

右代理人

新日本窒素肥料株式会社水俣工場

西田栄一

乙

渡辺栄蔵

中津美芳

